

## 日本法科学技術学会誌投稿規定

1. 本学会誌は、日本法科学技術学会誌 (Japanese Journal of Forensic Science and Technology), 略称は、法科学技術 (Jpn. J. Forensic Sci. Tech.) とする。
2. 投稿論文は、法科学領域に関する未発表の原著 (Original Article), 技術報告 (Technical Note), 速報 (Short Communication), ノート (Note), 事例報告 (Case Report) とし、いずれの種別にあっても、二重投稿は禁止する。

原著とは、新知見を含む価値ある事実あるいは結論を示した研究を報告するものをいう。

技術報告とは、装置、技術、分析方法等に関する新知見およびそれらの成績を報告するものをいう。

速報とは、断片的ではあっても、重要な新知見を速やかに公表する必要があるものをいう。

ノートとは、断片的ではあっても、新知見や価値ある成績を報告するものをいう。

事例報告とは、記録しておく必要がある特異な鑑定事例あるいは関連した複数事例をまとめ要約して報告するものをいう。

総説とは、法科学領域における重要かつ話題性のある事項について総合的に展望し、解説あるいは報告するものをいう。原則として、編集委員会が依頼するものとする。

原稿種別の刷り上がり (刷り上がりは1頁約2,000字) は、原著14頁程度、技術報告10頁程度、事例報告は8頁程度、ノートは8頁程度、速報は4頁以内とする。

3. 著者は少なくとも1名は本学会会員とする。ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りではない。なお、著者とは、投稿論文に対して貢献するとともに、論文の内容に責任を負える者をいい、研究に対する部分的な助言のみを行ったものは著者にあたらぬ。
4. 投稿原稿は、印刷用としてオリジナル1部、審査用としてそのコピー2部 (但し、写真はオリジナルと同等のもの) 計3部を提出するものとし、その形式は別に定める「執筆要領」に従うこととする。
5. 投稿原稿は、本学会の編集委員会宛に送付することとし、編集委員会到着の日をもって受付日とする。
6. すべての投稿論文は、複数の審査員の査読を受けた後、編集委員において掲載の採否を決定する。論文の掲載が決定された日を受理日とする。

なお、不採用の原稿は審査意見をそえて返送する。異議がある著者は、編集委員会に再審査請求を行うことができる。再審査請求は、書面によって提出されたもののみ

を受理する。提出期限は不採用通知日から 60 日以内とする。編集委員会において再審査妥当と認められた場合は再審査する。ただし、再審査請求は、当該論文に対して 1 回限りとする。

7. 受理論文の著者は、「日本法科学技術学会著作権規程」で定める本学会の著作権に関する内容を確認し、著作権譲渡書に必要事項を記入し、署名したものを提出する。
8. 編集委員は、投稿論文について表現その他の加除修正を行い、または著者にこれを要求することがある。
9. 論文の修正等のために、編集委員から投稿原稿を返却された場合は、原則として 50 日以内に編集委員に返送する。理由なくして指定期日を経過した場合は、新しい投稿論文として取り扱う。
10. 印刷、校正の簡素化・迅速化のため、受理論文の原稿を送付に加えて、電子ファイルを電子メールに添付して送付する。メール添付に代えて原稿を作成したソフトウェア名を明記した電子媒体の送付も受付ける。
11. 初校は、投稿者が行うのを原則とし、校正刷り受領後速やかに当該原稿とともに編集委員会に返送する。校正に当たっては編集委員会の承諾なしに大きく変更したり加筆したりしてはならない。再校以降は原則として編集委員会で行う。
12. 掲載料は、学会誌発行後請求に応じて直ちに支払うものとする。掲載料は、刷り上がりで 20 頁までは無料とし、それを越える分については所定の掲載料を著者が負担する。速報およびカラー印刷は、1 頁単位で所定の掲載料を著者が負担する。別刷は 25 部まで無料とし、それ以上の別刷については 50 部を単位として追加請求する。別刷の料金概算は初校時に編集委員会より提示する。
13. 本学会誌の発行は別冊号を含め年 3 回とする。
14. 本学会誌に掲載された論文の著作権は「日本法科学技術学会著作権規程」に基づき本学会に帰属するものとする。

平成 17 年 2 月 1 日改正（名称変更）

平成 18 年 11 月 8 日改正

平成 20 年 11 月 5 日改正

平成 23 年 11 月 16 日改正

平成 24 年 7 月 2 日改正

平成 29 年 11 月 8 日改正